

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期広野町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

福島県双葉郡広野町

3 地域再生計画の区域

福島県双葉郡広野町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は、昭和30年の6,532人をピークに減少してきたが、昭和50年、昭和55年の4,796人を底にして、平成12年には5,813人まで回復してきた。その後5,000人台で推移してきたものの、平成23年に発生した東日本大震災とその後の原子力災害により、平成27年には4,323人となった。令和2年国勢調査結果では5,408人まで回復し、令和5年10月1日の人口が5,297人となった。本町における独自推計においては、現状の人口及び新たな人口流入（新たな人口流入の要素として、双葉町、大熊町の特定復興再生拠点区域等に住む住民の転入や福島イノベーション・コースト構想、廃炉や放射性物質対策関係、広野火力発電所(IGCC)等に関わる就業者や作業員等の居住、広野町駅東側第2期開発(住宅用地)整備事業で整備する住宅への入居、福島県立ふたば未来学園に関わる住民の転入を見込んでいる。それら要因を加味した上で、令和17年2月末日の人口を4,523人と見込んでいる。

年齢3区分人口構成の推移をみると、65歳以上の高齢者人口の割合は増加傾向、15～64歳の生産年齢人口及び15歳未満の年少人口の割合はいずれも減少傾向で推移しており、少子高齢化が進展している状況があらわれている。平成26年から令和3年にかけて、年少人口が595人(11.5%)から460人(9.8%)、生産年齢人口が3,280人(63.3%)から2,713人(57.7%)、老年人口は1,310人(25.3%)から1,530人(32.5%)となっている

自然動態をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、平成27

年以降、以前よりもその差は拡大している。令和5年には出生数16人、死亡数59人で△43人の自然減となっている。

社会動態をみると平成28年まではその差はほとんどなく拮抗していたが、平成29年は転出者数が転入者数を上回る社会減の状況が明確にあらわれている。令和元年には、転入者数351人、転出者数300人で39人の社会増となっているが、令和2年には、転入者数280人、転出者数325人で△44人の社会減となっている。令和3年には、転入者数320人、転出者数284人で36人の社会増となり、令和4年には、転入者数269人、転出者数240人で27人の社会増となり、転出者が減少傾向となり、転入超過になる年が続いている。

人口減少、少子高齢化が進行すると、労働力の低下や地域の担い手の不足といった課題が生じることが懸念される。

上記の課題に対応するため、若い世代が働きやすい環境、若い世代が安心して子育てができる環境、全ての世代が安心して住み続けることができる環境を整備し、活気あふれるまちづくりを推進する。なお、本計画においては、以下の基本目標を立てて具体的な事業を実施する。

- ・基本目標1 若い世代が働く場があるまち
- ・基本目標2 若い世代が安心して子育てができるまち
- ・基本目標3 すべての世代が安心して住み続けることができるまち
- ・基本目標4 すべての世代がデジタルの恩恵を受けるまち

【数値目標】

5-2の①に掲げる事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和12年)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	事業所起業件数	7件	12件	基本目標1
	ふるさと納税の申し込み	91件	500件	
	特産品の開発	1件	2件	

イ	待機児童数	0人	0人	基本目標 2
	子育てを楽しんでいる 保護者の割合	就学前 93.2% 小学生 88.6%	就学前：95% 小学生：90%	
	防災訓練の実施	年1回	年2回	
ウ	文化・スポーツ振興基金 助成金申請件数	13件	15件	基本目標 3
	コミュニティ交流助成金 の活用件数 ※目標値は5年間の延べ 人数	26件	130件	
	みかんクラブの会員数（ 全町民）	213人	400人	
エ	75歳以上のまごころボタ ン普及率	18人	45人	基本目標 4
	ひろのアプリ登録者数 ※目標値は5年間の延べ 人数	71人	350人	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第2期広野町まち・ひと・しごと創生推進計画

ア 若い世代が働く場があるまちづくり事業

- イ 若い世代が安心して子育てができるまちづくり事業
- ウ すべての世代が安心して住み続けることができるまちづくり事業
- エ すべての世代がデジタルの恩恵を受けるまちづくり事業

② 事業の内容

ア 若い世代が働く場があるまちづくり事業

企業の誘致や起業・創業への支援を引き続き進め、若い世代が働く場があるまちづくり事業

【具体的な事業】

- ・企業誘致推進事業
- ・農業振興事業 等

イ 若い世代が安心して子育てができるまちづくり事業

若い世代が、やりがいや充実感を感じながら安心して働くことのできる環境を整えるとともに、子育てや日々の暮らしと仕事を無理なく両立できる社会を実現する事業

【具体的な事業】

- ・就業支援事業
- ・子ども・子育て 等

ウ すべての世代が安心して住み続けることができるまちづくり事業

豊かでうるおいのある自然環境が広がり、買い物や医療などの生活に欠かせない施設も身近に立地し、防災・減災対策の強化による災害に強く安心して住み続けられる環境づくり事業

【具体的な事業】

- ・防災事業
- ・スポーツ振興事業
- ・コミュニティ交流事業 等

エ すべての世代がデジタルの恩恵を受けるまちづくり事業

デジタル技術を活用した行政サービスの高度化、教育・福祉分野等でのICT活用を一体的に進め、利便性と安心を兼ね備えた地域づくり推進事業

【具体的な事業】

- ・防災情報通信事業

・情報通信環境整備 等

※なお、詳細は第六次広野町町勢振興計画重点プロジェクト（総合戦略）のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,500,000千円（令和8年度～令和12年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度5月頃、外部有識者による効果検証を行い、基本目標とKPIの達成状況を適切に把握し、必要な見直しと改善を図ることにより、翌年度の取組に生かしていく。検証後速やかに広野町公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

6 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで